

令和8年度（2026年度）海外留学支援奨学生募集要項

1. 応募書類の受付期間

令和8（2026）年5月20日（水）～5月29日（金）

（注）応募書類の作成、提出の前に、必ずホームページで必要事項をよくご確認ください。

2. 応募資格

次の(1)から(4)までの条件をすべて満たす人又は(5)の条件を満たす人とする。

- (1) 栃木県内の高等学校を卒業した人で大学の2学年次以上又は大学院に在籍し、将来良識ある社会人・国際人としての活躍が期待できる30歳未満（平成9年4月2日以降生まれ）の人。（注①）

ただし、大学を卒業又は大学院を修了した人にあつては、大学を卒業又は大学院を修了して原則として1年以内に留学する場合を含むものとする。

- (2) 令和8年7月1日以降に留学を開始する人で、留学開始日から起算して9か月以上、研究を目的として外国の大学に新たに在籍することが決定若しくは内定又は予定している人。（注②）

※「留学時期」及び「留学期間」については、項番10の具体例を参照すること。

- (3) 外国留学のため経済的援助が必要と認められる人。
- (4) 大学又は大学院での成績が優秀で、在籍する大学の学長又は学部長が推薦する人。
- (5) 本会海外留学支援奨学生で継続する人又は数年後に外国の大学若しくは大学院に留学する人。ただし、支給期間は、通算して2年までとする。（注③④）

（注）①上記(1)及び(4)の在籍する大学又は大学院及び卒業した大学又は修了した大学院は、学校教育法に定められた日本の大学又は大学院に限る。

②上記(2)の外国の大学は、ビジネススクール及び単位認定制度が無い研究室（教員と学生が共同で研究を行うための組織）を含むものとする。ただし、ビジネススクールは、学士認定制度がある又は日本の大学と単位交換制度があるなど、日本における学部教育、大学院教育に準ずる教育体制をとっているものに限る。

③留学を次年度も継続する人で海外留学支援奨学金の給付期間延長を希望する人にあつては、留学1年目の成果等を記した海外留学中間報告書の内容により、面接を免除することもできるものとする。ただし、面接を行い、留学のあり方を確認する必要があると判断される場合は、その限りではない。

④数年後又は別の大学若しくは大学院に留学する人にあつては、改めて新規の海外留学支援奨学生として応募することとする。

3. 海外留学支援奨学生義務

- (1) 海外留学支援奨学生は、採用決定後遅滞なく本会が指定する「誓約書」を理事長に提出していただきます。
 - (2) 海外留学支援奨学生は、原則として、令和8(2026)年8月12日(水)に開催する「海外留学支援奨学生奨学証書授与式」に参加していただきます。
 - (3) 海外留学支援奨学生は、留学先の大学における所属、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、学習、研究等において著しい変化があったときには、遅滞なくその旨を本会に届けていただきます。
 - (4) 海外留学支援奨学生は、留学終了後2か月以内に留学先の大学が発行する留学の修了を証明する書類と留学報告書を奨学生ポータルサイトから提出していただきます。
 - (5) 留学後に「育英講演会」(毎年8,9月頃開催。来場者約200名)の講師をお願いすることがありますので、本会より指名された方は講師を務めていただきます。研究テーマ、成果などを参考に講師選定をした上で、本会より講演会開催の半年前にご連絡いたします。なお「育英講演会」の詳細は採用時にお渡しする本会機関誌『刮目』をご覧ください。
- (注)この制度は海外留学を主として経済面で支援することが目的であり、留学先の選定及び渡航、留学期間中の生活、学業等はすべて海外留学支援奨学生本人の責任において行っ
ていただきます。

4. 奨学金

- | | | |
|------------|-----------------------|---------------|
| (1) 給付額 | 大学在学者 | 一括 800,000円 |
| | 大学院修士課程又は博士課程1・2年次在学者 | 一括 1,200,000円 |
| | 大学院博士課程3年次以上在学者 | 一括 1,500,000円 |
| (2) 給付期間 | 1年(審査により通算して2年まで可) | |
| (3) 奨学金の返還 | 原則として返還不要 | |

- (注)①他の奨学金(本会の大学奨学金を含む)を重複して受けても、本会としては差し支えありません。現役大学奨学生の方も積極的に応募してください。
- ②奨学金は、振込口座等の必要書類を確認の上、原則として令和8(2026)年8月末までに一括給付します。ただし、出国日(留学開始日)が令和9(2027)年1月以降の場合は、その限りではありません。
- ③2年まで延長を希望する場合は、必要書類を提出していただき、改めて審査します。

5. 採用人数

15名程度

6. 応募書類（各1通）

- (1) 海外留学支援奨学生願書（Web）（注①）
- (2) 留学計画書（Web：留学の志望動機、研究テーマ、研究計画、期待する成果など）
- (3) 学長又は学部長の推薦書（郵送：所定様式）（注②）
ただし、既卒者で学長又は学部長からの推薦を受けられない場合は、指導教員の推薦書も可とする。
- (4) 直近の学業成績証明書（郵送：点数又は評価及びその説明のあるもの）（注③）
- (5) 交換留学及び派遣留学の場合は、在籍する大学の学長、学部長又は文部科学省が発行する留学を証明する書類（郵送）
- (6) 留学先の大学等が発行する留学受け入れを証明する書類（郵送：写し可。和訳を添付。）
- (7) 栃木県内の高等学校又は特別支援学校高等部の卒業証明書（郵送）（注③）

(注)①応募者は、**5月11日(月)以降**に次のホームページからID/PWの交付申請をしていただきます。（5月10日以前は申請不可）

<https://www.iizuka-takeshi-ikuei.or.jp/scholarship/materials.html>



②学長又は学部長の推薦書（所定様式）は、次のURLからダウンロードしてください。

<https://www.iizuka-takeshi-ikuei.or.jp/assets/material/kaigai-suisen.docx>



③本会の大学奨学生は、(4)直近の学業成績証明書と(7)卒業証明書については不要です。

7. 応募書類の提出先

応募者本人が直接、下記宛に簡易書留又はレターパックプラスで郵送してください。
（レターパックライトは、対面受取り方式ではないため不可）

【提出先】

〒320-8644 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地（株）TKC内
公益財団法人飯塚毅育英会 事務局

8. 選考方法

- (1) 第一次選考（書類審査）及び第二次選考（面接審査）により行う。
第一次選考（書類審査）の実施日 令和8（2026）年6月18日（木）
第二次選考（面接審査）の実施日 令和8（2026）年6月30日（火）
- (2) 第一次選考（書類審査）結果及び第二次選考（面接審査）結果は本会ホームページ上で通知します。応募者本人に交付したID/PWでログインし、確認していただきます。
結果通知の郵送は行いませんのでご注意ください。

9. 連絡先

不明点があれば事務局までお問い合わせください。

〒320-8644 栃木県宇都宮市鶴田町 1758 番地 (株)TKC 内

公益財団法人飯塚毅育英会 事務局

TEL : 028-649-2121、FAX : 028-648-0700

メールアドレス : itsf@tkc.co.jp

10. 「留学時期」及び「留学期間」の例

(1) 応募条件を満たすケース

No.	留学期間	内、研究目的の期間	留学の目的
①	2026/7～2027/5 (11 か月)	11 か月	全期間が研究
②	2027/1～2027/9 (9 か月)	9 か月	全期間が研究
③	2026/7～2027/7 (13 か月)	9 か月	最初の 4 カ月は語学研修 残りの 9 か月は研究
④	2026/7～2028/6 (24 か月)	24 か月	全期間が研究

(2) 応募条件を満たさないケース

No.	留学期間	内、研究目的の期間	NG の理由
①	2026/7～2027/2 (8 か月)	8 か月	留学期間が 9 か月未満
②	2026/7～2027/6 (12 か月)	8 か月	留学期間は 9 か月以上だが、 研究目的の期間が 9 か月未満
③	2026/6～2027/3 (10 か月)	10 か月	留学開始が 2026/6 以前

11. コロナ対応措置

本会では新型コロナウイルスに関連して発生した留学時期の延期や募集期間経過後の応募などの例外的事案の取り扱いについて柔軟に対応できるように、令和 2 年 11 月から選考基準を改定しました。例外的事案に該当すると思われる場合は、ぜひ事務局までお問い合わせください。

以 上